

松本広域消防局Net119緊急通報システム利用規約

松本広域消防局（以下、「当消防局」という。）が提供するNet119緊急通報システム（以下「Net119」という。）を利用される前に当規約を必ずお読みいただき、すべての内容に同意された場合に限り、ご利用ください。

1 サービス概要

Net119は、聴覚又は音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォンやタブレット端末等からインターネット（Web）を使って、音声を用いることなく119番通報できるシステムです。

2 利用条件等

- (1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がいがあるなど、音声による119番通報が困難な方で、当消防局が管轄する地域に在住している方です。
- (2) Net119の利用には、事前に利用者登録が必要です。
スマートフォンなどからのWeb申請（インターネットによる申請）か、Web申請が難しい方は書面で利用者登録ができます。
- (3) 第三者が正規の利用者になりすましていたずら通報が行われ、正規の利用者がトラブルに巻き込まれることを回避するため、Net119では厳格なセキュリティ対策を行っています。これに伴い、安全な通信ができない古い機種種の携帯電話等ではNet119が利用できない場合があります。
- (4) 利用に当たっては、GPS機能を搭載し、インターネットに接続が可能な携帯電話、スマートフォン、タブレット端末などが必要となります。
- (5) 当消防局が通報を受信した場合でも、救急隊や消防隊が向かうべき場所が特定できないと対応が難しい場合がありますので、通報時はGPS機能をONに設定してください。
【重要】通報が必要な緊急時には、GPS機能の設定を変更することが困難な場合があるため、常にONにしておくことを推奨します。
- (6) 迷惑メールフィルタリング等をご利用の場合には、
「net119.speecan.jp」「@m-kouiki.or.jp」ドメインからのメールを拒否しないよう設定してください。
- (7) 認証エラーなどが発生し、利用できない場合は、「問合せ先」までご連絡ください。
- (8) 利用は緊急時に限り、一般の問合せには使用できません。
- (9) 利用する携帯電話・スマートフォンは、端末ロック等、第三者に容易に操作されないよう厳重に管理してください。

- (10) Net119は無料でご利用いただけますが、インターネットの接続に必要な通信料は利用者の負担となります。

3 利用者登録

- (1) 複数の携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等をご利用の場合は、1台ごとに登録が必要になります。
- (2) 利用登録に当たっては、通報を受けた当消防局が迅速に対応するための情報として、次の情報の登録が必須となります。

ア 氏名（フリガナ）

イ 生年月日

ウ 性別（応急処置をするうえで必要ですので、戸籍上の性別を選択、記載してください。）

エ 住所

オ メールアドレス

カ 障がいの内容（聴覚機能、音声・言語機能、その他）

キ 端末種別（スマートフォン、タブレット、その他）

- (3) 通報時に体調不良等の理由により詳細通報場所を当消防局に伝えることができなかった場合に、救急隊や消防隊が場所を特定するために使用する情報として、次の情報を登録することができます。緊急時に、当消防局が通報者との連絡を確保するうえで貴重な情報ですので、登録することを推奨します。

ア 電話番号

イ FAX番号

ウ よく行く場所

エ 緊急連絡先

- (4) 通報時に何らかの理由で当消防局から利用者に連絡が取れなくなってしまった際には、緊急連絡先に登録された方に居場所の問合せを行う場合があります。ご家族など問合せにご対応いただける方を登録してください。

【重要】緊急連絡先を登録しようとする場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意を得てください。

- (5) 以下の事由が発生した場合には、速やかに登録情報の変更、又は利用中止の手続きを行ってください。

ア 転居やメールアドレスの変更等、既登録情報に変更があった場合

イ 端末の機種変更を行った場合

ウ 利用を中止したい場合

4 通報時における注意点

- (1) 現在位置として「自宅」又は「よく行く場所」を選択した場合は、事前に登録した住所が当消防局に送られます。「外出先」を選択した場合は、GPS測位

による現在地情報が当消防局又は管轄消防本部に送られます。

G P S測位結果が誤っている場合には、送信前に地図を操作して正しい現在位置に修正してください。

- (2) チャットに用いる言語は日本語とし、絵文字等は使用しないでください。
- (3) チャットが途中で切断された場合には、消防から登録されたメールアドレス宛に呼び返しを行います。ブラウザを閉じずに待つか、メールが受信できる状態にしてください。
- (4) 明らかにいたずら通報と解される場合は、以後の通報の受信を拒否する場合があります。

5 個人情報の取り扱い

- (1) 登録された個人情報につきましては、N e t 1 1 9を利用した緊急通報に係る業務の範囲内で使用し、目的外の使用はしません。
- (2) 当消防局の管轄外からの通報が行われた場合、その場所を管轄する消防本部へ通報を転送する場合があります。
- (3) 当消防局から搬送先医療機関へ登録情報を含む通報情報を提供することがあります。
- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等の問合せは、当消防局（通信指令課）までご連絡ください。なお、利用中止手続の際に、登録者が自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、請求から削除までに一定期間を要します。
- (5) 利用中止等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報、通報内容及び通信履歴は、N e t 1 1 9の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、当消防局が定める期間が経過するまで保管します。
- (6) N e t 1 1 9の事業者に変更が生じた場合には、変更後の事業者に登録情報の引継ぎを行い、従前の事業者からは登録情報を消去します。

6 禁止事項

利用者は前項に定めるものの他に、N e t 1 1 9の利用に当たって、以下の行為又はそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。以下の行為が認められた場合には、機能を制限する、登録を抹消する等の措置を取ります。

- (1) 法令、インターネット上で一般的に遵守されている規則等に違反する行為
- (2) 他の利用者、消防局又は第三者に不利益又は損害を与える行為
- (3) 人権侵害・差別行為、これらを助長する行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 虚偽の情報を登録・投稿・送受信する行為
- (6) 当消防局の書面による事前の承諾を得ずに、N e t 1 1 9に関連して営利を追求する行為

- (7) 当消防局によるNet 119の運営を妨害する行為
- (8) Net 119の信用を失墜、毀損させる行為
- (9) Net 119を譲渡、貸与、公衆送信、使用許諾する行為
- (10) Net 119を複製、翻案、編集、改変、逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングする行為
- (11) その他、当消防局が不適切と判断する行為

7 知的財産権等

- (1) Net 119に関するコンテンツの権利（所有権、特許権・著作権等の知的財産権、肖像権、パブリシティー権等）は当消防局又は当該権利を有する第三者に帰属しています。
- (2) 利用者は、Net 119を利用するにあたって、一切の権利を取得することはないものとし、当消防局は、利用者に対し、Net 119に関する知的財産権について、Net 119を本規約に従ってのみ使用することができる、非独占的かつ譲渡不能の実施権ないし使用権を許諾するものとしします。
- (3) 利用者は、所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティー権等、Net 119に関する一切の権利を侵害する行為をしてはならないものとしします。
- (4) 本条の規定に違反して権利侵害等の問題が発生した場合、利用者は、自己の負担と責任においてかかる問題を解決するとともに、当消防局に何らの迷惑又は損害を与えないものとし、仮に当消防局に損害を与えたときは、当消防局に対しての当該損害の全てを賠償していただきます。

8 免責事項

- (1) Net 119に関する情報が利用者もしくは第三者の権利を侵害し、又は当該権利侵害に起因して紛争が生じた場合であっても、その侵害及び紛争について、当消防局は、責任を負わないものとしします。
- (2) 利用者の端末機環境又は通信環境等その他の理由によっては、Net 119が正常に利用できない場合がありますが、これにより利用者には生じた損害について、当消防局は、責任を負わないものとしします。
- (3) Net 119を利用者の端末機に登録するにあたって利用者の端末機がコンピュータウイルス等に感染し、利用者には損害が生じた場合であっても、当消防局は、責任を負わないものとしします。
- (4) 天災・事変等の非常事態によりNet 119が正常に利用できない場合、当消防局は、責任を負わないものとしします。

9 サービスが利用できない場合

インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者等の工事、混雑及び通信電波状況により利用できない場合があります。

10 規約改定

当消防局は、本規約を随時改訂することができるものとします。当消防局は本規約を改訂した場合、その都度、改定後の本規約を当消防局ホームページ内に掲示することによって利用者に告知するものとし、改定後の本規約は当該掲示の時点で効力を生じるものとします。

11 登録申請書

別記のとおり

【問合せ先】

〒390-0841

長野県松本市渚1丁目7番12号

松本広域消防局 通信指令課

電話番号・FAX：0263-25-6108

メールアドレス：shobo_tsushinshirei@m-kouiki.or.jp